

貨物固縛マニュアルの準備のための指針に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正理由

SOLAS 条約第 VI 章第 5 規則及び第 VII 章第 5 規則では、主管庁が承認した貨物固縛マニュアルに基づいて積付け等を行うことを規定しており、本会は日本籍船舶用の鋼船規則 B 編において同マニュアルの船舶への搭載を要求している。

同マニュアルの作成要領である“貨物固縛マニュアルの準備のための指針” (MSC.1/Circ.1353) は、2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において承認された。本会は同指針を鋼船規則検査要領 B 編 附属書 B1.2.2-2.として、既に本会規則に取り入れている。

一方、SOLAS 条約第 VI 章第 1 規則及び第 VII 章第 5 規則では、貨物の固縛に関する具体的な規則として、貨物の積付け及び固定に関する安全実施規則 (CSS コード) を参照している。同コードでは天候に応じた固縛 (weather lashing) について言及はあるものの、具体的な規定等がないことが IMO において指摘され、weather lashing に係る具体的な規定等の制定について審議されていた。

その結果、2020 年 11 月に開催された IMO 第 102 回海上安全委員会 (MSC102) において、weather lashing に係る規定を CSS コードの Annex13 へ追加する改正 (MSC.1/Circ.1623) が承認された。これに伴い、上記指針においても weather lashing に関して Annex13 への参照を追加する改正 (MSC.1/Circ.1353/Rev.2) が承認された。

このため、MSC.1/Circ.1353/Rev.2 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 附属書 B1.2.2-2. 1.4.3-1.に CSS コードを参照する旨追記した。
- (2) 同附属書 1.4.3 に weather lashing に関する要件を規定した。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

附属書 B1.2.2-2. 貨物固縛マニュアルの準備のための指針

1.4 非標準化貨物及び準標準化貨物の積付け及び固縛

1.4.3 各種貨物ユニット、車両及びプラント類に対する取り外し可能な固縛用具の使用

-1.を次のように改める。

-1. 本項では、CSS コードの *Annex 13* に反映されている下記の要因を考慮して、取り外し可能な固縛用具の正しい適用について船長の注意を喚起すること。

- (1) 航海期間
 - (2) 非固定式固縛設備の最低使用温度に関する当該航海の地理的条件
 - (3) 予想される海象
 - (4) 当該船舶の寸法、設計及び特性
 - (5) 航海中の予想される静的及び動的力
 - (6) 貨物の種類と包装形態
 - (7) 貨物の予定積載パターン
 - (8) 貨物の質量及び寸法
- (-2.及び-3.は省略)

-4.として次の1項を加える。

-4. 天候に応じた固縛を行う場合は、CSS コードの *Annex 13* に従って運用手順を作成すること。